

## 令和4年第2回定例会9月議会提出議案概要書

## 議 案 目 録

- 議案第 6 2 号 明石市職員の育児休業等に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 3 号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 4 号 令和 4 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 第 6 5 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 6 6 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 6 7 号 令和 3 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 0 件
- 〃 第 7 7 号
- 〃 第 7 8 号 令和 3 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 7 9 号 令和 3 年度明石市下水道事業会計決算及び利益の処分のこと
- 報告第 1 6 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 9 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 2 0 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 2 1 号 一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 2 2 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 3 年度決算）報告のこと
- 〃 第 2 3 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

## 1 要 旨

国の取扱いに準じ、職員の育児と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児参加休暇の対象期間を拡大しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和

ア 非常勤職員の産後パパ育休（子の出生後 8 週間以内の育児休業）の取得要件を緩和する。

（現行）子の 1 歳 6 か月到達日以後も引き続き勤務する見込みがあること。

（改正）子の出生の日から 5 7 日間の期間の末日から 6 月を経過する日以後も引き続き勤務する見込みがあること。

イ 子が 1 歳から 1 歳 6 か月まで及び子が 1 歳 6 か月から 2 歳までの育児休業については、1 歳到達日又は 1 歳 6 か月到達日の翌日を初日として取得することが要件であったが、夫婦交代での取得を可能とするため、配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日を初日として取得できるようにする。

### (2) 育児参加休暇の取得可能期間の拡大

職員の妻が出産する場合に、当該職員が育児のために取得する育児参加休暇の取得可能期間を拡大する。

（現行）出産の日後 8 週間を経過する日までの期間中に 5 日間取得

（改正）出産の日以後 1 年を経過する日までの期間中に 5 日間取得

### (3) その他地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う所要の整備

## 3 施行期日

令和 4 年 1 0 月 1 日

## 1 要 旨

令和 4 年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用期限の延長を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 住宅ローン控除の適用期限の延長等

#### ア 住宅ローン控除の適用期限の延長

所得税から控除しきれない住宅ローン控除の控除額を住民税から控除する特例措置を 4 年間延長する。

(現行) 令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに対象となる住宅に入居した者

(改正) 令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに対象となる住宅に入居した者

#### イ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例に係る規定の削除

住宅ローン控除の適用を受けるためには、本来令和 3 年末が入居期限であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置として、入居期限が令和 4 年末までに延長されていたが、アの改正により、当該特例期限が本来の期限（令和 7 年末）に含まれたため、当該特例期限に係る規定を削る。

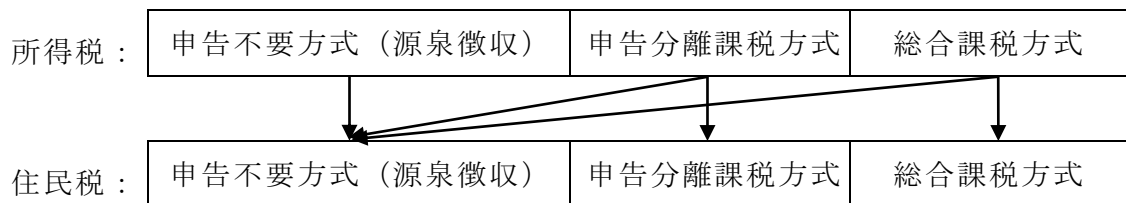
### (2) 住民税における合計所得金額に係る規定の整備

給与所得者又は公的年金等受給者の配偶者又は扶養親族が退職手当等を有する場合、給与所得者等が給与等の支払者へ提出する扶養親族申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとし、市が住民税の課税に必要な情報を確実に把握できるようにする。

(3) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

上場株式等の配当所得等に対する課税については、納税義務者が所得税と住民税において異なる方式（申告不要方式、申告分離課税方式又は総合課税方式）を選択することが可能であったところ、金融所得課税は所得税と住民税が一体として設計されてきたことを踏まえ、納税義務者が所得税において選択した課税方式を住民税においても適用することとする。

(現行)



※所得税の課税方式にかかわらず、住民税の課税方式を選択することが可能

(改正)



※所得税で選択した課税方式を住民税においても適用

(4) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備のほか、地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)及び(2)は令和5年1月1日、2の(3)は令和6年1月1日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、オミクロン株対応ワクチン接種等に係る経費や入院患者の医療費、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化のための経費、介護サービス等支援事業費のほか、保育士等の処遇改善に要する経費、国県補助金精算等償還金、財政基金積立金等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 4,313,028 千円 補正後 127,772,685 千円 〕

## 歳 入

国庫支出金	2,685,366 千円	衛生費国庫負担金	1,251,350 千円
		衛生費国庫補助金	1,152,300 千円
		民生費国庫補助金	163,050 千円
		民生費国庫負担金	80,000 千円
		教育費国庫補助金	38,666 千円
県支出金	172,666 千円	民生費県補助金	114,000 千円
		民生費県負担金	40,000 千円
		教育費県補助金	18,666 千円
繰入金	181,365 千円	財政基金繰入金	181,365 千円
繰越金	1,273,631 千円	前年度繰越金	1,273,631 千円

## 歳 出

物件費	2,632,907 千円	新型コロナウイルス ワクチン接種事業費 (オミクロン株対応ワクチン接種等に要する経費の追加)	2,133,800 千円
		新型コロナウイルス 感染症対策事業費 (PCR検査等に要する経費の追加)	287,000 千円

		法定予防接種事業費	130,000 千円	(高齢者インフルエンザ予防接種の無料化)
		放課後児童健全育成事業費	76,000 千円	(放課後児童クラブ支援員の処遇改善等に要する経費)
		障害福祉システム 管 理 事 業 費	2,500 千円	(障害福祉データベース構築に伴うシステム改修経費)
		議会運営事業費	1,807 千円	(市議会だより臨時号発行経費の追加)
		児童福祉一般事務事業費	1,800 千円	(保育士等処遇改善事業の円滑実施のための事務費)
扶 助 費	530,000 千円	幼 保 給 付 費	320,000 千円	(保育士等の処遇改善に要する経費)
		新型コロナウイルス 感染症対策事業費	210,000 千円	(入院患者医療費の追加)
補 助 費 等	463,121 千円	国県補助金精算等償還金	300,000 千円	(令和3年度国県補助金の精算に伴う償還金の追加)
		介護サービス等支援事業費	122,800 千円	(サービス利用を継続した事業所への助成等)
		市税賦課徴収事務事業費	30,000 千円	(市税還付金の追加)
		豊かな海づくり事業費	6,800 千円	(漁礁設置・産卵用タコつぼの追加投入)
		交通政策事業費	3,521 千円	(公共交通事業者へのコロナ禍対応支援)
積 立 金	687,000 千円	財 政 基 金 積 立 金	637,000 千円	(令和3年度決算における実質収支額の1/2の積立て)
		新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金積立金	50,000 千円	

## 1 要 旨

大窪村財産区有土地及び大久保町財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示及び処分価格

所有者	大窪村財産区	大久保町財産区
所在地	明石市大久保町大窪字大谷 2 6 1 1 番 1	明石市大久保町大窪字大谷 2 6 1 1 番 2
地 目	溜池	溜池
面 積	1 5 , 4 4 7 . 6 9 m <sup>2</sup>	6 , 8 7 5 . 3 3 m <sup>2</sup>
処分価格	金 8 9 1 , 9 1 4 , 2 0 7 円	金 3 9 6 , 9 6 5 , 7 9 3 円

## 3 処分の相手方

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横 野 修 三

## 4 処分の目的

耕作地の減少のため不要となった溜池（中池）を処分することにより、財産区財産の維持管理に要する財源を確保するとともに、民間活力による良好な街区の形成を図るため。



## 1 要 旨

松陰村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示及び処分価格

所有者	松陰村財産区		
所在地	明石市大久保町松陰 字皿池339番 16、17、18	明石市大久保町松陰 字皿池339番19	明石市大久保町松陰 字袋谷340番 37、38、39
地 目	原野	溜池	原野
面 積	1, 269. 43 m <sup>2</sup>	1, 685. 32 m <sup>2</sup>	3, 392. 15 m <sup>2</sup>
処分価格	金 48, 687, 657円		

## 3 処分の相手方

神戸市垂水区名谷町字前田953

西日本高速道路株式会社 関西支社第二神明道路事務所

所長 梶 房 宣 昭

## 4 処分の目的

西日本高速道路株式会社が施工する第二神明道路の拡幅工事の用に供するため。

議案第 67 号  
 )  
 議案第 79 号

令和 3 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営  
 企業会計決算等

地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に  
 より、令和 3 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算  
 につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和 3 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一般会計		130,138,087	127,960,648	2,177,439	903,808	1,273,631
特別 会計	葬祭事業	504,179	504,179	0	0	0
	国民健康保険事業	29,298,488	29,282,793	15,694	0	15,694
	財産区	5,631,504	122,131	5,509,374	0	5,509,374
	公共用地取得事業	397,769	397,730	39	39	0
	石ヶ谷墓園整備事業	373,077	53,133	319,944	0	319,944
	地方卸売市場事業	84,797	84,797	0	0	0
	介護保険事業	24,355,354	24,032,156	323,198	0	323,198
	後期高齢者医療事業	4,311,373	4,306,442	4,931	0	4,931
	病院事業債管理	528,555	528,555	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	30,583	3,916	26,667	0	26,667
	小計	65,515,678	59,315,832	6,199,846	39	6,199,807
合計	195,653,765	187,276,481	8,377,285	903,847	7,473,438	

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和 3 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 収入	B 支出	C = A - B 差引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
水道事業	収益的収支	6,483,980	5,739,724	744,256	632,689	836,684
	資本的収支	387,867	2,010,686	△1,622,818		
下水道事業	収益的収支	9,044,887	7,968,649	1,076,238	1,011,443	2,033,957
	資本的収支	1,962,760	5,305,349	△3,342,590		
合計	収益的収支	15,528,867	13,708,373	1,820,494	1,644,132	2,870,640
	資本的収支	2,350,627	7,316,035	△4,965,408		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃(円)	専決処分日
明石市在住の 個人	市営王子住宅の 一室	107,200	令和4年 6月14日

報告第17号  
）  
報告第18号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第17号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年6月29日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 8,918円 (2) 相手方 明石市に所在する法人 (3) 事故の内容 令和4年4月13日市役所本庁舎のごみ置場横において、都市局道路安全室海岸・治水課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が、停車中の相手方ごみ収集車の横を通り抜けようとした際、当該ごみ収集車の左サイドミラーに接触し、損害を与えたもの。
第18号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年8月19日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 45,100円 (2) 相手方 サンハイツ土山管理組合 (3) 事故の内容 令和4年6月9日明石市二見町西二見2014番地3のマンション敷地内道路において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が、隣接する公園の現場確認作業のために道路脇に寄って駐車しようとした際、相手方所有のバリカーに接触し、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.6	25.0	35.0
将来負担比率	22.0	350.0	

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和3年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第20号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和3年度の決算書等及び令和4年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第21号

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の令和3年度の決算書等及び令和4年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 2 2 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和 3 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 3 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。



報告第 2 3 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する  
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和 3（2021）事業年度の業務実績及び第 3 期中期目標の期間（平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の終了時に見込まれる当該期間における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。